

《 返戻金制度について 》

許可番号01-ユ-300820

株式会社ジンザイネシア

- 返戻金制度に関する事項

当社は、当社の紹介により就職した者が入社後一定期間以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から一定料率の金額を求人者に返還する場合がございます。但し、自己都合退職が求人者による退職勧奨等に基づく場合はこの限りではない。

返還する金額については、求人者と協議の上、有料職業紹介契約書または覚書等により、下記の範囲で求人者から受領した職業紹介料金を雇用期間に応じて返還料率を定め返還するものとする。

なお、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

- (1) 入社日から1ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の75%を返還
- (2) 入社日から2ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の50%を返還
- (3) 入社日から3ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の25%を返還

以上